

## 地域密着型サービス・居宅介護支援及び介護予防支援について

### 1 指定更新について

#### (1) 事業者の指定有効期間・指定更新手続き

平成18年4月の改正介護保険法施行により、介護サービスの質の確保と向上を図るため、事業者の指定更新制が導入され、指定基準等の遵守状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年の有効期間が設けられました。

事業者は、指定を受けた日から6年ごとに更新を受けなければ、指定有効期間満了後に指定の効力を失い、事業継続ができなくなります。

#### (2) 指定基準等の遵守について

指定更新申請にあたっては、指定基準（人員・設備・運営基準等）を満たしていない場合、指定更新の欠格事由（新規指定の欠格事由と同じ）に該当する場合は更新できません。

#### (3) 2022（令和4）年5月～2023（令和5）年8月末指定更新予定事業所一覧 （令和4年5月6日時点）

##### ○地域密着型サービス事業所

	事業所名	指定有効期間満了日
1	グループホーム三共グリーンホーム	2022. 6. 15
2	グループホームりんご座	2022. 6. 27
3	デイサービス 岩木河	2022. 7. 14
4	デイサービスセンターたいよう	2022. 7. 26
5	サポートセンターいきいき 武さん家 弘前	2022. 7. 31
6	デイサービスセンター土手町	2022. 8. 30
7	オリーブデイサービスセンター	2022. 8. 30
8	グループホーム城西	2022. 8. 30
9	グループホーム サン・フラワー	2022. 9. 8
10	グループホーム ピノッ郷	2022. 10. 20
11	デイサービスセンター朝日温泉	2022. 12. 23
12	生活支援多機能ホーム パインの雫	2023. 3. 31
13	小規模多機能ホーム 自由ヶ丘	2023. 3. 31
14	小規模多機能型居宅介護事業所「たんぽぽの丘」	2023. 3. 31
15	ひなたストレッチ	2023. 3. 31
16	グループホーム 白寿の家	2023. 3. 31
17	小規模多機能ホーム城南山崎	2023. 4. 13
18	グループホームわかば	2023. 4. 26
19	デイサービスセンターわ	2023. 6. 30

○居宅介護支援

	事業所名	指定有効期間満了日
1	居宅介護支援事業所ふれあい温泉	2022. 5. 26
2	ろうかつプランセンター	2022. 5. 31
3	ケアサービスハロー	2022. 8. 10
4	居宅介護支援事業所城西	2022. 8. 30
5	ケアプランセンター早稲田	2022. 8. 31
6	ライフ IWAKI	2022. 9. 28
7	有限会社つるかめケアセンター	2022. 10. 7
8	居宅介護支援事業所 ピノカーサ岩木	2022. 10. 20
9	居宅介護支援センターみのり	2022. 12. 27
10	弘前介護相談センター	2023. 1. 23
11	居宅介護支援事業所ひなたスマイル	2023. 1. 26
12	居宅介護支援事業所ファルマ	2023. 3. 31
13	エコール居宅介護支援センター	2023. 4. 14
14	居宅介護支援事業所えんむすび	2023. 6. 24
15	居宅介護支援事業所あおいもり	2023. 8. 31

(4) 指定更新申請について

地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所は、**指定有効期間が満了する日の3か月前まで**に、申請書類を市役所介護福祉課介護事業係に提出してください。申請書類の様式等は市ホームページに掲載しています。

※ これまでは、指定の有効期間満了日が近い事業所には、電子メールにて、更新申請書類を提出するようお知らせしていましたが、令和4年5月より、周知の方法を**集団指導及び市ホームページへの掲載**に変更しました。つきましては、電子メールによる個別の周知はしませんので、各事業所において指定有効期間をご確認くださいようお願いいたします。

(5) その他注意点

- ・ 休止中の事業所につきましては、再開届出を提出しなければ、更新手続きが行えませんので、今後休止届を提出する際には注意してください。
- ・ 指定有効期間満了日が過ぎてからの書類提出が見られますが、期間内に更新申請がなければ、更新手続きを行うことができません。各事業所において指定有効期間をご確認いただき、余裕を持った指定更新申請をお願いします。

※ 休止中の事業所が指定有効期間内に再開届出を提出しなかった場合、若しくは、営業中の事業所が指定有効期間内に指定更新申請をしなかった場合は、事業所は廃止扱いとなり、事業を継続するためには、再度新規指定申請をさせていただく必要がありますので、注意してください。

## 2 介護報酬改定等について

### (1) 3%加算について（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

- ・ 令和3年度介護報酬改定により、通所介護等において、感染症又は災害の発生を理由として、利用延人員数が前年度の1か月の平均利用延人員数から5%以上減少した場合、当該減少月の翌々月から3か月以内に限り、基本報酬の3%に相当する単位数を加算する特例措置が設けられました。

※ 今般の新型コロナウイルス感染症は、3%加算の対象となります。

（令和3年3月16日介護保険最新情報 Vol. 937 より）

※ 令和3年度に本加算を算定した事業所でも、令和4年度に同加算を算定することは可能です。（令和4年2月21日介護保険最新情報 Vol. 1035 問2 より）

### (2) ADL 維持等加算について（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

- ・ 自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を評価する本加算について、地域密着型サービス事業所においては、これまで地域密着型通所介護事業所が対象でしたが、令和3年度介護報酬改定により対象が拡充され、認知症対応型通所介護事業所も対象となりました。
- ・ 本加算を算定する場合は、算定開始月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL 維持等加算〔申出〕の有無」を「2 あり」と届出を行ってください。
- ・ 請求にあたっては、加算算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE 上で ADL 利得に係る基準を満たすことを確認してください。

### (3) 特定事業所加算について（居宅介護支援）

- ・ 特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするもので、令和3年度介護報酬改定により、新たに以下の要件が設けられました。

**新要件** 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

※ 「多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス」とは、介護給付等対象サービス以外の、保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等を指します。

※ 事業所で「必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する」という旨の方針等を定め、その内容を居宅サービス計画を作成する職員全員が把握している必要があります。また、本要件について確認できるよう、方針等は**記録に残してください**。

- ・ その他の要件の留意点については以下のとおりです。

**要件3** 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催していること。

※ 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」については、研修的な内容ではなく、利用者に関する内容の会議及び会議録の作成をお願いします。

**要件6** 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。

※ 介護支援専門員に対する個別研修については、個別具体的な目標、内容、研修期間、実施時期等について記載をお願いします。

※ 主任介護支援専門員連絡会や地域ケア個別会議は、「研修」には当たりません。

※ 市ホームページに、個別研修計画の参考様式を掲載していますので活用してください。

《ホームページ掲載場所》

弘前市トップ > 健康と福祉 > 福祉・介護 > 地域密着型サービス・居宅介護支援について  
「6. 参考様式」

**要件12** 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

※ 上記の事例検討会、研修会については、居宅介護支援事業所が主催するもので年2回以上の開催となります。

※ 地域包括支援センターが主催する事例検討会の参加のみでは要件を満たしません。

#### (4) 虐待の防止について（全サービス）

- 令和3年度介護報酬改定により、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所を含む全ての介護サービス事業所において、「**虐待の防止のための措置に関する事項**」を運営規程に定めることが、令和6年4月1日より義務化されます。（令和6年3月31日までは努力義務）

- 運営規程に明記する内容としては以下の内容が望ましいです。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ ①から③の措置を適切に実施するための担当者を置く。（①の委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。）

#### (5) 感染症対策について（全サービス）

- 令和3年度介護報酬改定により、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所を含む全ての介護サービス事業所において、「**感染症の予防及びまん延の防止のための措置**」を講ずることが、令和6年4月1日より義務化されます。（令和6年3月31日までは努力義務）

- 具体的には以下の措置を講ずることとされています。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用可能）をおおむね6か月に1回以上開催**するとともに、その**結果について従業者へ周知徹底を図る**こと。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための**指針を整備**すること。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施**すること。

## (6) 業務継続計画の策定等について（全サービス）

- ・ 令和3年度介護報酬改定により、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所を含む全ての介護サービス事業所において、「**業務継続計画の策定等**」が令和6年4月1日より義務化されます。（令和6年3月31日までは努力義務）
- ・ 具体的には以下の措置を講ずることとされています。

<p>① 感染症や災害が発生した場合において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための<b>計画（以下「業務継続計画」という。）</b>を策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な<b>研修及び訓練（シミュレーション）</b>を定期的（年1回以上）に実施すること。</p> <p>② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画（平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画（平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携）</p> <p>※ イ及びロの業務継続計画は一体的に策定してもかまいません。</p> <p>③ 研修の内容は、業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応について理解の励行を行うものとする<b>こと。研修の実施内容については、記録に残しておくこと。</b></p> <p>訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施すること。</p> <p>※ 業務継続計画に基づく研修及び訓練は、（5）③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施してもかまいません。</p>
---

## (7) 認知症介護基礎研修の義務付けについて（地域密着型サービス）

- ・ 令和3年度介護報酬改定により、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務化されました。
- ・ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。
- ・ 新卒採用・中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者のうち、無資格の方に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられており、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされています。この場合についても、令和6年3月31日までの間は努力義務で差し支えないとされています。

(8) 運営推進会議を活用した外部評価について（認知症対応型共同生活介護）

- ・ 令和3年度介護報酬改定により、認知症対応型共同生活介護事業所において1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて行った自己評価結果について、**運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うことができる**ことになりました。

※ 運営推進会議において行った外部評価は、外部評価隔年実施の要件の一つである「過去に外部評価を5年間継続して実施している」でいう継続年数に算入することはできません。継続年数に算入することができるのは、外部機関による評価を行った場合に限られます。（令和3年3月29日介護保険最新情報 Vol. 953 問27より）

※ 運営推進会議は複数事業所による合同開催も可能とされていますが、外部評価を行う運営推進会議については、単独開催で行うこととされています。

(9) その他

① 管理者要件について（居宅介護支援）

- ・ 平成30年度介護報酬改定において、管理者の要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更され、令和3年3月31日までの経過措置期間が終了したことから、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる方は、主任介護支援専門員である必要があります。
- ・ 不測の事態により主任介護支援専門員を管理者とできなくなった場合は、管理者確保のための計画書、名称等変更届、新たに管理者になる介護支援専門員の管理者経歴書を提出してください。（各様式は市ホームページにございます。）
- ・ 令和3年3月31日時点で、主任介護支援専門員でない方が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、本要件の適用が令和9年3月31日まで猶予されます。

② 令和4年度の処遇改善加算等について（地域密着型サービス）

- ・ 令和4年2月から9月までの賃金引上げ分に対応する処遇改善支援補助金を介護報酬に引き継ぐ形で、令和4年10月以降については臨時の報酬改定による新加算が検討されています。今後新加算について国より正式に通知がありましたら、各事業所へ改めてお知らせします。

《検討中の新加算のイメージ》

- 加算額・・・介護職員1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額
- 取得条件・・・処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所  
賃上げ効果が継続されるよう、補助額の3分の2は介護職員等の基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに使用すること。
- 対象職種・・・介護職員、事業所の判断により介護職員以外の職員の処遇改善に新加算の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 申請方法・・・各事業所において、介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書を市に提出。
- 報告方法・・・各事業所において賃金改善期間経過後、市に計画の実績報告書を提出。

3 各種届出について

(1) 加算・減算の届出について

- ・ 新たに加算を算定する場合や、加算の区分を変更する場合、認知症対応型共同生活介護事業所は加算算定月の前月末日までに、認知症対応型共同生活介護事業所以外の地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所は加算算定月の前月15日までに届出書に必要書類を添付して提出してください。（「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」より）

※ 加算の算定や変更について、提出期限が過ぎてから届け出る事業所が見られますが、提出期限を過ぎた場合は、算定開始月が遅れることとなりますので、留意してください。

- ・ 算定中の加算の要件を満たせないことが判明した場合は、そのことが判明した時点で速やかに加算の算定をなしとする届出を行ってください。
- ・ 人員基準を満たせない状況が1か月以上続く場合は、減算となりますので、判明した場合は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）」と、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（職員の欠員による減算の状況に○）をご提出ください。また、人員配置等で基準について不明な点がございましたら、人員配置等の変更前にご相談くださいますようお願いいたします。



※ 加算の要件を満たせない状態になっても届出を行わず同加算を算定していることや、人員基準を満たせない状況が1か月以上続いているにも関わらず減算の届出を行っていないこと等が判明すると、誤って得た分の介護給付費を市や利用者等に自主返還する必要があります。各事業所において、現在算定している加算の要件を満たしているか、人員基準を満たしているか等を定期的に確認してください。

- ・ 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に載っていない加算を算定する場合も届出が必要です。その際は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）」の特記事項欄に算定する加算名を記入し、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」は載っている加算について○をつけ、併せて提出してください。

## (2) 名称等変更届出について

- ・ 地域密着型（介護予防）サービス事業所及び居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所の変更届は、**変更があった日から10日以内**に届け出ることとなっています。（介護保険法第78条の5、第82条、第115条の15、第115条の25より）

※ 変更があった日から10日を過ぎて変更届を提出する事業所が見られますので、**変更があった日から10日以内**の届出を遵守くださるようお願いいたします。やむを得ず、変更があった日から10日を過ぎて変更届を提出しなければならない場合は、事前に介護福祉課介護事業係へご相談ください。

- ・ 各種届出については、令和3年度より押印不要の最新様式を市ホームページに掲載しております。また、変更届出書添付書類一覧を市のホームページに掲載していますので、最新の様式と併せてご確認ください。

※ 重要事項説明書のみ変更の場合は、変更届の提出は不要です。

## 4 介護報酬改定や運営基準等に関するお問い合わせについて

- ・ 事業者の皆様から、介護報酬改定や運営基準等に関するお問い合わせが多数寄せられます。電話や窓口で即答できない場合もございますので、厚生労働省から発出されている介護サービス関係Q&Aや社会保険研究所が発行している「介護報酬の解釈」などの参考図書をご確認のうえ、文書（電子メール）による質問をお願いします。

※ 文書（電子メール）による問い合わせにより、質問内容と回答が事業所に残り、再確認ができるほか、職員間での情報の共有が可能となりますので、ご協力をお願いいたします。

(弘前市福祉部介護福祉課ファクシミリ番号) 0172-38-3101  
(弘前市福祉部介護福祉課メールアドレス) [kaigo@city.hirosaki.lg.jp](mailto:kaigo@city.hirosaki.lg.jp)